



## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病の予防接種証明書の携帯が必要。

## 6. 業務の背景

モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」）は、16年間続いた内戦が1992年に終結して以降民主化に取り組み、内政面での安定を達成した。2001年から2010年にかけて年平均経済成長率8.1%の経済成長を遂げてきたが、内戦の影響で社会インフラが荒廃し、長期的に戦闘の舞台となった北部地域では開発が遅れている。内戦終結後からモザンビーク政府や援助機関による社会インフラ整備が行われているものの、依然として社会インフラ分野はモザンビークにおける重点分野の一つとして挙げられている（政府5カ年計画、2015年～2019年）。

給水・衛生分野において、モザンビーク政府はミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）達成のため、「国家水政策 II（2007年策定）」や「国家地方給水衛生開発戦略計画（PESA-ASR、2006年～2015年）」の具体的方策「国家村落給水・衛生プログラム（PRONASAR、2010年～2015年）」を策定し、その中で2015年までに、モザンビーク国内の安全な水へのアクセス率を70%とすることを目標に開発が行われてきた。しかしながら、2015年におけるモザンビークの同指標は51%（2015年、WHO-UNICEF<sup>1</sup>）、地方部37%（2015年、WHO-UNICEF）と目標値に及ばず、依然として低い水準に留まっている。2015年以降は政府5カ年計画（2015年～2019年）が制定され、同指標の目標は都市部90%、地方部75%と設定されており、更なる給水・衛生状況の改善が求められている。

日本はこれまで給水・衛生分野において、地方給水や衛生改善を目的としたプロジェクト等を展開してきた。これらのプロジェクト成果により、地方給水・衛生に係る州・郡職員の監理能力の向上、現地業者の施工管理能力強化、スペアパーツ供給網の構築などが進み、給水・衛生環境は改善されてきている。しかし、対象地であるニアッサ州はナカラ回廊<sup>2</sup>の計画線上に位置し、開発による人口・水需要の増加が進んでいる一方で、増加する人口・水需要に対して管路給水施設の整備は進んでおらず、地方都市の給水率は人口が増加するに従い低下傾向を示している。給水率低下の背景には、施設の老朽化や図面の欠如、給水施設の維持管理不足、組織経営体制の脆弱さなど多岐に亘る課題が存在している。したがって、モザンビーク政府は、「配水計画策定」、「給水施設施工・監理」、「水道事業運営・維持管理」、「モニタリング・評価」に係る一連の取組みに必要な能力強化を図り、安定的かつ持続的な給水システムを構築するために我が国へ技術協力プロジェクトを要請した。

本調査は、首都マプト及びニアッサ州の6郡（郡都とその周辺都市含む：Lago、Mueembe、Ngauma、Mandimba、Mecanhelas、Marrupa）を対象に管路系給水施設や地形地質、公衆衛生などに関する資料・情報収集や現況確認を行うものである。調査結果を基に将来実施する技術協力プロジェクトの内容を相手国側と協議し、同プロジェクトに係る合意文書（Minutes of Meeting：M/M）を締結する。

## 7. 業務の内容

本調査は、小規模管路給水施設の「計画・施工・改修」、「運営・維持管理」、「モニタリング・評価」に係るキャパシティビルディングを通じて、ニアッサ州の給水状況の改善を図るために必要な情報収集及び、プロジェクトの枠組みを策定することを目的とする。

本業務従事者は、管路給水の施設運営・維持管理に関して、実施機関・体制の現況、運営管理システムや資格制度等に係る情報を収集・分析し、プロジェクト地域や関係者を適正に選定

<sup>1</sup> モザンビーク政府の統計とはカウント方法が異なるため、政府の目標値との比較には使用できないが国連機関による統計値であるため参考として記載する。

<sup>2</sup> マラウイ、ザンビア、ジンバブエなどの内陸国とモザンビークのナカラ港を繋ぐための物流ルート。この回廊開発は、内陸国の資源供給と地域産業の活性化を目的にしたもので、2000年代頃から注目が集まり様々な支援が行われている。日本は1998年からプロジェクトによる開発支援を開始。

するための論拠を明確にする。それらの結果に基づき、先方政府とのプロジェクトの合意形成を図るものとする。また、技術協力プロジェクトの仕組みや手続きを十分に把握した上、調査団員や先方機関とプロジェクトに係る協議や調整を行うこと。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年5月下旬～2017年6月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握する。
- ② 担当分野に係る調査計画・方針を検討する。
- ③ 水道事業や給水分野の政策・制度等に係る質問票（案）（英・葡文）を作成し、評価団員へ送付する。質問票作成は、可能な限り現地調査前に回答が得られように留意すること。なお、質問票及び回答のポルトガル語への翻訳作業は必要に応じてJICAが行うものとし、質問票の配布はJICAモザンビーク事務所を通じて行うものとする。
- ④ 現地調査で収集すべき情報を質問票の回答や既存資料から整理し、対処方針案や調査計画等に反映する。
- ⑤ PDM(案)(和・英・葡文)、PO(案)(和・英・葡文)、事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ⑥ 詳細計画策定調査報告書(案)の目次案の作成に協力する。
- ⑦ ニアッサ州の給水・衛生分野において、他ドナー等が計画、実施中または完了したプロジェクト資料・情報を収集する。
- ⑧ 勉強会、団内会議、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年6月上旬～2017年7月上旬）

本調査では、首都マプト及びニアッサ州での調査を予定している。ニアッサ州の6郡《郡都及びその周辺都市:Lago(Metangula)、Muebe(Muebe)、Ngauma(Massangulo)、Mandimba(Mandimba)、Mecanhelas(Insaca)、Marrupa(Marrupa)》を対象に現地調査を行い、最終的には給水施設施工・更新を行う対象を2地域程度に絞り、先方との協議・合意を得る。

- ① JICAモザンビーク事務所などでの打合せに参加する。
- ② モザンビーク側関係者及び他ドナーとの協議、現地調査に参加する。
- ③ 面談・視察後は速やかに記録を作成し、他団員へ共有すること。
- ④ 担当分野に関して必要な以下の情報を分析・整理する。
  - ア) 先方政府の要請の背景・内容（最終受益者である住民の意向にも留意すること）
  - イ) 先方政府（中央、州、郡）の水道事業、維持管理に係るガイドライン、マニュアル等
  - ウ) 給水分野に関連する機関の役割や業務内容、責任範囲
  - エ) 水道事業に係る先方政府（中央、州、郡）の組織体制、人員配置、予算等
  - オ) 給水施設のO&Mの民間企業活用状況（課題・教訓を含む）
  - カ) 水道事業運営・維持管理体制/システムの現況と課題、優良事例、教訓
  - キ) 地方都市における配水・水圧管理における課題、優良事例、教訓
  - ク) 地方都市の水道事業（経営）のモニタリング・評価に係る現状の制度・規定、課題
  - ケ) 水道事業者（組織・個人）のモニタリング・評価の現況、制度、課題
  - コ) 水道分野における人材育成制度及び資格取得制度
- ⑤ 収集した情報を他団員と協力して取り纏め、週報としてJICA団員や事務所等に報告する。
- ⑥ PCM実施に係る準備に協力する。
- ⑦ 別途契約予定の評価分析分野のコンサルタントが取り纏める評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の作成に協力する。特に要請内容と先方政府・実施機関及び日本の政策や計画等と乖離がないか、モザンビーク側関係者がプロジェクトに対して主

体的に活動を実施する意思・能力・財源があるか精査すること。

- ⑧ 他団員と協力して、プロジェクトにおいて想定される関連機関（組織・個人の両側面）のキャパシティアセスメントを実施し、担当分野の課題を分析すること。取り纏めに際し、定量的に情報を整理するため、「途上国の都市水道セクター及び水道事業体に対するキャパシティアセスメントのためのハンドブック（JICA、2010年6月）」及び「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト（2017年2月）」等を参考とすること。
  - ⑨ 上記結果を踏まえ、プロジェクト実施に必要な投入、機材等について検討する。
  - ⑩ 上記結果を踏まえ、プロジェクトにおける現地の民間リソース育成やカウンターパートの能力向上に係る計画・手法を検討する。
  - ⑪ 上記結果を踏まえて、他団員と協力してプロジェクトの業務内容を検討する。
  - ⑫ 先方関係者とのPCMワークショップにおいて、担当分野からの専門的知見を共有する。また、ワークショップの結果整理・分析に協力する。
  - ⑬ 上記項目の結果をP/O(案)(和・英・葡文)、PDM(案)(和・英・葡文)、R/D(案)(英・葡文)、M/M(案)(英・葡文)に反映し、取りまとめに協力する。
  - ⑭ 担当分野に係る現地調査結果報告書（和文）を作成に協力する。
  - ⑮ M/M協議後、必要に応じて詳細計画策定調査報告書（案）の作成に必要な情報の収集を行う。
  - ⑯ 担当分野に係る現地調査結果をJICAモザンビーク事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年7月上旬～2017年7月下旬）
- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果報告を行う。
  - ② 収集した資料（質問票回答、収集資料等）を整理する。なお、資料はリストを作成すること。
  - ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査結果報告書（案）（和文）を作成する。
  - ④ プロジェクトで想定される活動に係る基本的投入計画について、担当分野の専門的観点から検討を行う。また必要に応じて、プロジェクトで必要と想定される資機材等の概算作成に協力すること。
  - ⑤ 担当分野に係る事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。なお、成果品は電子データにて提出すること。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) その他収集資料等（リスト含む）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。  
航空経路は、成田/羽田⇒香港/シンガポール（またはドバイ/ドーハ/アブダビ）⇒ヨハネスブルグ⇒マプト⇒ヨハネスブルグ⇒香港/シンガポール（またはドバイ/ドーハ/アブダビ）⇒成田/羽田を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2017年6月上旬から7月上旬を予定しています。  
Maputo-Lichinga間は国内線を利用、それ以外の移動は基本的に車両となる予定です。  
また、ニアッサ州での調査は基本的にLichingaを拠点とする予定であるが、移動時間等を考慮して他郡での滞在も検討する。  
JICA団員については、1~2週間後に現地入りする予定である。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 地下水資源開発/施工監理 (JICA)
- エ) 水道事業運営/人材育成 (コンサルタント)
- オ) 地方給水施設整備/衛生 (コンサルタント)
- カ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAモザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎: あり
- イ) 宿舎手配: あり
- ウ) 車両借上げ: 全行程に対する移動車両の提供 (基本的に他の団員と同乗。)
- エ) 通訳備上: あり (英⇄葡)
- オ) 現地日程のアレンジ: JICAが行います。
- カ) 執務スペース: なし (宿泊ホテルにて作業頂きます)

④ プロジェクトで想定される先方政府関連機関及び主要ドナー

基本的に、以下の機関については事前資料収集、現地調査対象とする。

- ア) 公共事業住宅水資源省/国家給水衛生局 (MOPHRH/DNAAS)
- イ) 州公共住宅水資源局/週給水衛生事業部 (DPOPHRH/DAS)
- ウ) 給水・衛生インフラ局 (AIAS)
- エ) 給水資産投資ファンド (FIPAG)
- オ) 給水規制局 (CRA)
- カ) 地域水資源管理機構 (ARAs)
- キ) 郡・計画基盤整備サービス (SDPI)
- ク) 給水衛生専門家養成センター (CFPAS)
- ケ) スイス開発協力庁 (Swiss Agency for Development and Cooperation: SDC)
- コ) Water Aid
- サ) アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB)
- シ) Irish Aid
- ス) イギリス国際開発省 (Department for International Development: DFID)

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部水資源第二チーム(E-mail:gegwt@jica.go.jp)にて配布します。希望される方は、タイトルを本業務名にしてメールを送付して下さい。
  1. ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 (2017年2月)
  2. 案件要請書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館ウェブサイト (URL: <http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。
  - ア) モザンビーク国 ナカラ回廊給水・衛生分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000004146.html>
  - イ) モザンビーク国 ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008897.html>
  - ウ) モザンビーク共和国 ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト(開発調査型技術協力) : PEDEC-NACALA : 最終報告書 要約編 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028971.html>

## (3) その他

- ① 本業務従事者は、ポルトガル語ができると尚望ましい。
- ② 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務に先たち外務省の「たびレジ」に登録を行うこと。
- ④ 現地作業期間中は安全管理に十分に留意してください。現地の治安状況についてはJICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況や移動手段等について同事務所に確認し、連絡を取るよう留意することとします。また、現地作業中における安全管理体制に関してプロポーザルに記載してください。
- ⑤ 本業務の実施に当たっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上